

徳島森林山村づくり協議会活動組織の行う交付金対象活動の検査基準

令和3年4月16日制定

(目的)

第1 本事業は、森林所有者や地域住民が協力して、森林整備等により多面的機能を発揮させ、保全活動や山村地域の活性化に資する取り組みに対し支援を行う交付金の趣旨を鑑み、活動組織において、適正に交付金対象活動が行われていることを確認するために、協議会が行う現地調査及び書類調査の検査基準を以下のとおり定める。

(現地調査)

第2 活動内容の調査については、交付対象となる活動計画書に定められ、実施状況報告書で報告された内容のとおり実施されているか、地域の実情に応じたモニタリング指標以上の施業が行われているかを現地調査によって確認すること。

2 モニタリング結果報告書の確認として、複数年にわたって段階的に施業するものについては、当該年度内に行った工程を確認すること。

3 モニタリングの標準地以外の部分についても同様に施業が行われていることを目視により確認すること。

第3 施業面積の調査については、活動計画書に添付する1/5000施業図やオルソ図面に記された場所を現地で確認し、測量成果がある場合は、測量の面積とし、測量成果がない場合は、当該図面上で確認された面積とする。

(書類調査)

第4 当該活動組織の名簿、活動記録、総会等の議事録や金銭出納簿が適正に管理され、その事務処理が正確に行われているか確認すること。

2 関係諸帳簿、証拠書類及び預金通帳について、実施状況報告書の記載は正確かつ適正であるか確認すること。

3 活動組織の資産や金銭等は、公正で明白な管理となっているか確認すること。

(調査員)

第5 当該検査に係る調査は、県、市町村の協力のもと協議会事務局が行う。